

Internet Gateway個別規定

BBIX株式会社

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このInternet Gateway個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、Internet Gatewayを提供します。Internet Gatewayのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてInternet Gatewayの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Internet Gateway利用者」とは、Internet Gateway利用契約を締結した者をいいます。
2. 「Internet Gateway利用契約」とは、本個別規定に基づきInternet Gateway利用者と当社の間で成立するInternet Gatewayの利用に関する契約をいいます。

第2章 利用契約

第3条 (利用契約の条件)

Internet Gateway利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条 (利用契約の単位)

当社は、1つのリソースごとに1つのInternet Gateway利用契約を締結します。

第5条 (利用契約の成立)

1. Internet Gateway利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Internet Gateway利用契約は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をInternet Gateway利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. Internet Gateway利用契約の成立以降、当該Internet Gatewayを利用できるものとします。

第3章 Internet Gatewayの提供

第6条 (Internet Gatewayの提供範囲)

当社は、Internet Gateway利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Internet Gatewayを提供するものとします。

第7条 (IPアドレス)

1. Internet Gatewayにおいて使用できるIPアドレスは、IPv4アドレスとします。
2. 当社は、Internet Gateway利用者に対し、Internet Gatewayに関して使用するIPアドレスを1つ指定するものとします。
3. Internet Gateway利用者は、当社所定の方法により、Internet Gatewayに関して使用するIPアドレスの追加（以下、追加したIPアドレスを「追加IPアドレス」という）および追加IPアドレスの削減の申込を行うことができます。なお、追加IPアドレスも当社が指定するものとします。
4. 追加IPアドレスの追加および削減は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をInternet Gateway利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。
5. Internet Gateway利用者は、前3項に基づき当社が指定したIPアドレスおよび追加IPアドレスのみInternet Gatewayにおいて使用でき、それ以外のIPアドレスを使用してInternet Gatewayを利用することはできません。

第8条 (利用帯域の制限)

1. 当社は、Internet Gateway利用者が申告した利用帯域を常に利用できることを保証しません。
2. 当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもInternet Gateway利用者のトラフィックが利用帯域を超過または不足した事によってInternet Gateway利用者に発生する不利益等について責任を負わないものとします。
3. 当社は、Internet Gatewayの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにInternet Gateway利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第9条 (SLAの非設定)

Internet Gatewayについては、当社はService Level Agreement (SLA)を設定しません。

第4章 利用料金

第10条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

1. Internet Gatewayの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Internet Gateway利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. Internet Gatewayの利用料金の課金終了日は、Internet Gateway利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. Internet Gateway利用契約がInternet Gateway利用者による解約以外の方法で終了した場合、Internet Gatewayの利用料金の課金終了日はInternet Gateway利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
7. 追加IPアドレスの利用料金の課金開始日は、IPアドレス追加の申込ごとに、当社がその申込を承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
8. 追加IPアドレスの利用料金の課金終了日は、IPアドレス削減の申込ごとに、当社がその申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

第5章 Internet Gateway利用契約の終了

第11条 (Internet Gateway利用者による解約)

1. Internet Gateway利用者がInternet Gateway利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込むものとします。
2. Internet Gateway利用契約は、前項に従って行われたInternet Gateway利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をInternet Gateway利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。
3. Internet Gatewayの解約時に、追加IPアドレスもすべて利用を終了するものとします。

第12条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Internet Gateway利用契約は自動的に終了します。

第13条 (利用契約終了後の取扱い)

Internet Gateway利用契約の終了時点で存在するInternet Gateway利用者の一切の債務については、Internet Gateway利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

(2024年 4月19日 制定実施)